

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定（令和8年1月23日））及び自治体の取組状況を踏まえ、以下の事項について、検討を行うこととしてはどうか。

- 地域における外国人との秩序ある共生社会の実現のための取組の必要性、意義
  - ・ 我が国の法やルールの中で国民と外国人の双方の共生を実現する観点から、地域における取組を進めていく上で、どのような点に留意すべきか
  
- 地域における外国人との秩序ある共生社会の実現のための具体的な施策について
  - ・ 以下のような取組について、新たに盛り込む必要があるのではないか
    - ① 我が国の制度・ルール等の学習
      - ・ 自治体としてどのような取組が考えられるか  
＜例＞ 転入時の説明や、大学や事業所等で地域社会のルール等を説明（東広島市）
  
    - ② 制度の適正な利用の促進
      - ・ 一元的相談窓口（入管庁事業）の効果的な運営において、自治体としてどのような取組が考えられるか  
＜例＞ 一元的相談窓口から他の行政窓口での手続を行う場合などに同行支援を実施（千葉市）

## 具体的な検討事項（事務局案）

### ③ 行政・地域社会と外国人住民とをつなぐ取組

- ・ 外国人住民の多様化を受けた関係構築の手法について検討を行ってはどうか

〈例〉 外国人住民等を「外国人コミュニティリーダー」に認定し、ルールの伝達等に協力を依頼（福井県）

### ④ 日本語教育の充実

- ・ 地域における日本語教育事業（文科省事業）の効果的な活用方策等について、自治体としてどのような取組が考えられるか

〈例〉 11言語に対応した無償のe-ラーニングシステムを独自に運用（茨城県）

### ⑤ これらの取組における人材不足への対応

- ・ 都道府県による市町村への支援や様々な人材の活用等について検討を行ってはどうか

〈例〉 各市町が直接協力を依頼できる、「外国人コミュニティリーダー」を県が認定・活動費を負担（福井県）

JET-CIRが生活相談対応や生活オリエンテーション、日本語講座等を実施（北海道浜頓別町）